

対象事務一覧

No	具体的な手続き	担当課 (問い合わせ先)	省略対象となる 書類
1	特別児童扶養手当の申請	障害福祉課 (51-2345)	・課税情報を証する書類 ・住民票 ・身体障害者手帳の写し
2	補装具費支給の申請	障害福祉課 (51-2345)	・課税情報を証する書類
3	日常生活用具費支給の申請、住宅改修費支給の申請 ※代わりに同一世帯全ての方の所得税照会に係る同意書が必要になります(H29.1.1時点で住民票が豊橋市になかった人のみ)	障害福祉課 (51-2345)	・課税情報を証する書類 ・身体障害者手帳の写し
4	地域生活支援事業の申請	障害福祉課 (51-2697)	・課税情報を証する書類
5	保育園等利用のための支給認定申請	保育課 (51-2322)	・市町村民税納税通知書 ・特別徴収税額通知書 ・課税情報を証する書類
6	私立幼稚園就園奨励費補助金の申請	保育課 (51-2315)	・課税情報を証する書類
7	小児慢性特定疾病医療費助成事業の申請	こども保健課 (39-9157)	・課税情報を証する書類
8	未熟児養育医療費助成事業の申請	こども保健課 (39-9157)	・課税情報を証する書類
9	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の申請	こども保健課 (39-9157)	・課税情報を証する書類
10	市営住宅入居申込み、同居承認申請	住宅課 (51-2600)	・住民票

※「課税情報を証する書類」は主に転入時等、課税情報を確認できなかった時に必要だった書類です。

※この表は今後変更となる場合があります。

※各手続きの詳細は各担当課にお問い合わせください。